

公益財団法人
全国里親会



里親だより

第94号

掲載内容

- 特集1** 子どもにとっての一時保護を考える * p.2 ~
- 特集2** 〈最低基準〉を里親が読む * p.6 ~
- 私の養育体験 二飯田秀一さん * p.10 ~
- 里親家庭で育った子ども 元藤透さん * p.12 ~
- 里親支援機関を訪ねて 二葉乳児院 * p.14 ~
- 里親家庭での虐待をゼロにしましょう！ * p.16 ~
- 読者からの投稿 * p.18

- 里親ビギナーズQ&A * p.19
- 全国里親大会を山形県天童市で開催 * p.20
- ファミリーホーム研究全国大会みやぎ大会に参加して * p.21
- 東北地区大会 * p.21
- ブロック研修大会の報告 * p.22 ~
- おすすめの本「花言葉をさがして」 * p.24
- 「実際のつまずきに向き合う・予防する子どものSSTプログラム」

トピックス(平成24年8月～10月)

■IFCO2013大阪世界大会の進捗

10月2日、IFCO2013大阪世界大会の実行委員会が開催され、IFCO大会の大まかなプログラムや参加費などを決定しました。

参加費は全日参加で5万円（懇親会参加を含む）、1日参加で1万円、ユース（15～29歳）は全日参加で2万5千円です。

参加費は決して安くはなく、多くの里親やユースに参加いただくためには、地域の里親会が参加者を経費の面で支援する必要があります。各里親会が地域の関係団体から助成してもらうための手続き、方法などの情報交換が活発になっています。

■山形・天童市で全国里親大会を開催

10月6・7日、山形県天童市で第58回目の全国里親大会が開催されました。本紙20ページでご報告します。また、仙台市で開催された日本ファミリーホーム協議会の全国研究大会、九州、四国、北海道、東北の各ブロック研修大会についても報告します。

■IFCO 地域大会にユース4名が参加

10月21日から24日まで、ブルガリアの首都ソフィアで開催されたIFCO地域大会に日本からユース4名が出席しました。

11月に帰国報告会を大阪で開催する予定です。

■被虐待児童保護が強化されました

厚生労働省は9月26日、地方自治体に対して被虐待児童の保護の強化を通知しました。文書名は「住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写しの交付における児童

虐待の被害者等の保護のための措置」について」というもの。

これまで虐待者から不同意分離された児童を委託された里親の場合、児童相談所の判断で住民票の異動をしなかったり、一時保護所の住所にしていました。それは里親宅を虐待者に知られないようになります。そのため、里親は、子どもの健康診断の通知や教育関係の入学通知が届かないなどの不都合がありました。

今回の通知で、市町村の住民票の窓口に虐待案件の子どもであることが周知されて、閲覧が制限されるようになりました。行政支援措置によって、虐待者からの探索を回避でき、委託児童の安全が図られるようになったわけです。

■被措置児童の虐待が公表されました

厚生労働省はこの度、平成23年度の「被措置児童等の虐待」について公表しました。虐待の事実が認められたのは46件。そのうちには里親・ファミリーホームの6件も含まれます。詳しくは本紙16ページで解説します。

■児童虐待防止イベント Child Aid 開催

10月27日（土）、品川プリンスホテル・ステラボールでChild Aid Liveが開催されました。Child Aid Liveは、エンターテイメント業界と協働して児童虐待防止キャンペーンを展開しようと言うもの。

デーモン閣下やNOKKO、曾我部恵一、AFRAなどのミュージシャンのほか、おなじみのお笑いタレントの皆さんのが虐待防止を訴えました。全国里親会も実行委員会に入っています。

子どもにとっての 一時保護を考える

保護された子どもの大多数は、児童相談所に付設されている一時保護所に入ります。一時保護所に入るとは、家族や住み慣れた地域、友だちから切り離されるということです。ほとんどの場合、学校に通うことができず、友だちにも会えません。職員と一緒に外出の機会も制限されています。

子どもたちにとって、一時保護所とはどんな場所なのでしょうか。また、「一時保護委託」として里親等が一時保護を担うこともできます。それについても調べました。

(村田和木／ライター)

● 一時保護所がない国もある ●

京都府立大学の津崎哲雄教授によると、イギリスに一時保護所はありません。保護された子どもは里親家庭に行きます。イギリスの里親制度には「スペシャリスト里親」という区分けがあり、その中に、緊急保護された子ども、またはアセスメント（情報整理、今後の見立て）中の子どもを専門に受ける里親がいます。彼らには委託がない期間でも、若干低めではありますが、里親手当が支払われているそうです。“待機料金”といったところでしょうか。

北欧・スウェーデンには、一時保護所に限らず、子どもの入所施設がありません。子どもは原則として里親委託ですが、保護した子どもを緊急で預けることのできる「緊急家庭」が各地域に設けられています。預けられる子どもの数は4人まで。行政は「緊急家庭はあくまでも緊急対応なので、長く暮らすべきではない」と考えていますが、きちんとした里親が見つかるまで、そこで暮らす子ども（10代が多い）もいるそうです。

● 戦争孤児対策でできた ●

日本で一時保護所ができたのは、昭和21（1946）年です。昭和20年8月の終戦後、戦争によって家や家族を失くした子どもたちが日本中にあふれました。その数は、推定で2万人は下らないと言われています。それだけの数の子どもたちが、空襲で焼け野原になった当時の日本で、何とか自力で生き抜くことを強いられていたのです。

政府はGHQ（連合国軍最高司令官総司令部）の後押しもあって、戦争孤児の対策に乗り出しました。

そのひとつが昭和21年9月に東京や大阪などの主要都市に通知された「主要地方浮浪児保護要綱」です。この通知には、いわゆる浮浪児を保護する方法のほか、一時保護所の設置が指示されました。昭和21年末には、7つの都道府県に19カ所の一時保護所が設置されたそうです。

昭和23（1948）年、児童福祉法の成立によって、都道府県における児童相談所の設置が決まります。児童相談所の機能は「調査・相談・判定・一時保護・措置」とされ、一時保護所が付設されることになりました。当時の設置数は57カ所でした。

なお、一時保護所はすべての児童相談所に付いているわけではありません。平成23年12月現在、全国の児童相談所数は206カ所で、一時保護所の数は128カ所です。

● 時代によって役割が変化 ●

戦争孤児対策から始まった一時保護所ですが、「浮浪児・戦災孤児」問題が収束すると「障害児」分野での要求が増え、昭和30（1955）年以降は非行児の保護が増え始めます。1980年代は非行児問題のほか、不登校相談が増加し、1990年代に入ると、児童虐待問題が社会の大きな関心を集めようなりました。平成12（2000）年に児童虐待防止法が制定されてからは、保護される子どもたちが年々増え続け、特に都市部において、定員超過と在所日数の長期化が問題になっています。

現在の一時保護所での生活がどのようなものか、アルバイトをした経験のある大学院生、由井秀樹さんに寄稿していただきました。

アルバイト経験から考える 一時保護所の諸課題

由井 秀樹

(立命館大学大学院先端総合学術研究科)
(日本学術振興会特別研究員)

私は昨年度まで、ある一時保護所で2年ほど夜間宿直としてアルバイトをしていました。今回、その経験から感じた保護所の課題を書かせていただきます。ただし、あくまでも私が働いていた保護所をもとに書いていますので、「全国すべての一時保護所がこうだ!」というわけではありません。その点、ご了承ください。

生活空間は保護所内だけ

保護所の子どもたちは原則、決められた日課に沿って一日を過ごします。自由時間もあります。ですが、自由時間でも自由に外出できるわけではありませんので、特別の用事がない限り、生活空間は保護所内に限られてしまいます。

1日や2日ぐらいなら建物の中で生活していてもよさそうですが、例えば活発な高校生の男の子が何ヵ月も建物内の生活を余儀なくされてしまえば、かなりのストレスを感じるのではないかと思う。さらに、自由時間でも、大人(職員やアルバイト)の目が届く場所にいなければならぬため、常に監視されているような状態に置かれます。このことに、強いストレスを感じている子もいました。

混合処遇の問題

保護所には自身の安全のため保護された子(被虐待児など)と、周囲の安全のため「保護」された非行少年が同じ日課を要請され、同じように生活空間が制限されています。これは大人の施設ではあり得ない光景で、一時保護所は、他のどんな福祉施設よりも多様な事情を持つ入所者がいます。

自分には何の責任もないのに保護所に入った子と、自分にも何らかの責任があり、反省を促される目的もあって保護所に入った非行少年が同じ生活をしなければならないことは、考え直さなければならないでしょう。

学校に行けない

先にも書いたように、保護所の子どもたちは基本的に保

護所内で一日を過ごします。つまり、学校には通えないということになってしまいます(通わせている保護所もありますが)。

ここから見えてくるのは、保護所の子どもの教育・学習問題ですが、それよりも問題なのは、学校に行けないこと、そのものです。勉強なんて大人になってからいくらでもできます。しかし、友だちはしゃぎ回ること、部活に励むこと、文化祭の準備に勤しむことは、この時期にしかできません。

つまり、保護所の子どもは人生の中でも、ごく短い、とても大切な時間を奪われている場合があるとすら言えます。

多人数での共同生活

多人数の子どもが一ヵ所で生活することの問題点は、いまさら書くまでもないでしょう。

私が働いていた保護所では、多くて10人ぐらいが生活していましたが、大きな保護所では常時50人ほどの入所状況だと聞きます。50人ともなると、大人も子どもも本当に大変でしょう。10人でも大変だったのですから。人数が増えれば増えるほど、子どもの行動を制限しなければならなくなることは、想像がつくでしょう。そして、それに伴い、子どものストレスも増えてしまします。

私物の持ち込みは制限される

保護所では、私物の持ち込みが制限されます。たしかに、他の子とのトラブルを防止するためにやむを得ない面もあります。場合によっては、その子の安全を考え、外部(虐待をしていた親など)との連絡を遮断する必要があるため、携帯電話を預からなくてはならないこともあるでしょう。けれども、例えば幼い子にとってはお気に入りのぬいぐるみが不安を紛らわしてくれることがあるでしょうし、保護者の入院で保護所に入った子の場合、むしろ携帯電話を持たせて保護者と頻繁にメールのやり取りをさせた方がよいケースもあるでしょう。

しかし、多人数での生活もあり、一人ひとりに応じた対応は難しいのが現状です。

最後に、一時保護制度そのものは、児童福祉の制度として絶対に必要でしょう。必要だからこそ、子どもの幸せを実現するような一時保護実践のあり方を真剣に考えなければならないのではないでしょうか。

の 寝室にと、使いまわしている保護所もあります。

職員配置も、必ず複数を配置しているところ、日常的に1人で対応しているところとさまざまですが、全体的な傾向として非常勤職員が多いようです。それで、一時保護所の役割である「行動観察」と「生活指導」が十分に果たせるのでしょうか?

平成22年度における子どもの平均在所日数(年間延日数÷年間対応件数)は、最短が4.6日の鳥取県、最長は62.5日のさいたま市でした。全国平均

●一時保護所における地域間格差 ●

由井さんが書いているように、一時保護所の状況は全国一律ではありません。

たとえば、一時保護所の設置数は自治体によって異なり、大阪府などの17府県には各1カ所しかありません。入所定員も、最少は6人、最大70人。建物自体も差が大きく、全室個室だったり、体育館を持つなど、新しくて充実した設備を持つ一時保護所がある半面、一部屋を食堂、学習室、夜は子ども

値は27.6日。それより長かったのは、47都道府県のうち10都県、22政令指定都市では13市です。ちなみに、一時保護の期間は「原則として2ヶ月を超えてはならない」とされています。

●閉ざされた空間で起きる暴力問題●

虐待を受けた子どもたちのシェルター（避難所）としての役割が期待されている一時保護所ですが、職員による虐待や不適切な対応が起こることもあります。10月15日に発表された『平成23年度における被措置児童等虐待届出等制度の実施状況』では、子どもへの虐待が認められた46件のうち、3件が一時保護所で起きていました。内容は、「児童が他の職員の指導に従わず、暴言を吐いていたため、職員が介入するも、児童が反抗するため平手で叩いた」など、職員による身体的暴力です。

一時保護所では子ども同士の暴力やいじめも起きています。今年1月に発表された報告書『児童相談所一時保護所における子どもの暴力問題の考察と提言』^(注)によると、一時保護所で他の子に暴力をふるった経験のある子どもは3割にのぼるそうです。

暴力行為が起きると、暴力を受けた本人だけでなく、周りの子どもたちも大きなショックを受けます。こうした二次被害だけでなく、一時保護所では毎日のように子どもの出入りがあり、メンバーが次から次へと変わります。子どもを守るために一時保護所ですが、「安心・安全・安定」を保障するにはまだまだ課題が多いようです。

●一時保護所以外でも保護できる●

子どもの一時保護は、一時保護所への入所が原則ですが、そのほかに一時保護委託（委託一時保護）があります。これまでの人間関係や環境の連続性を保障する必要がある場合は、その子どもが住んでいる地域の里親、児童委員、その子が通っている保育所の保育士、学校（幼稚園、小学校等）の教員などに、子どもを委託できるというものです。

今年4月5日、厚生労働省は「一時保護の充実について」という通知を出しました。一時保護委託を受ける里親等に対し、これまでの一般生活費相当分に加え、里親手当相当分の一時保護委託費（日額2,360円）を新たに支給するというものです。

一時保護委託費を出すことで、子どもの環境をで

きるだけ変えず、安定して暮らせるようにしたい。厚生労働省はそう考えているのでしょうか。

●里親なら個別対応ができる●

神奈川県川崎市に住む西川公明さん（69歳）、三枝子さん（70歳）は、昭和50（1975）年に里親登録をしました。これまで一緒に暮らした子どもたちの数は100人を超えます。夫妻が初めて一時保護委託を受けたのは、昭和57（1982）年。母親が出産で入院する間、4歳の幼児と乳児を預かりました。

昨年も、切迫流産のために入院が必要になったお母さんから4人の子どもを2週間預かりました。児童相談所から電話があったとき、「子ども4人は多いな」と思ったそうですが、「うちが断れば、きょうだいは一時保護所に行くか、バラバラに預けられるかもしれない」と考え、引き受けました。そして、お母さんが退院してくるまで、三枝子さんは片道40分をかけて、小学校と保育所まで子どもたちの送り迎えをしました。

「学校に通うのは子どもの当然の権利だから、何としても通わせてあげたかったの」（三枝子さん）

夫の公明さんは、「里親なら個々の子どもに合わせた対応ができます。子どもの生活環境をなるべく変えないように、地域の里親をもっと活用してほしい」と話します。なお、そのお母さんは出産で入院するときも、子どもたちを西川家に預けたそうです。

●初めて子どもを委託されて●

東京都青梅市に住む市村英貴さんと美由紀さんは40代の夫婦で、今年3月に里親登録をしました。登録から2カ月後、児童相談所から中学生の女の子の一時保護を頼まれました。

「母子2人暮らしで、お母さんが入院することになったそうです。学校に通うためには、施設か里親だということになり、女の子自身が里親を選んだと聞きました。でも彼女は、私たちを児童福祉司の親戚か何かと勘違いしていたようです」（英貴さん）

来た早々、夫妻が戸惑うことがきました。女の子が「学校で使うので、自分の家にある物を取りに行きたい」と言い出したのです。児童相談所の受付はすでに閉まっている時間です。悩んだ末、美由紀さんは、女の子を車に乗せて家の近くまで連れて行き、彼女が戻ってくるのを車の中で待ちました。児

童福祉司には翌日、電話で報告しました。

その後も突然、「〇〇がない。明日、必要なんですか？」と言われることがあり、夫妻はそのつど、できる範囲で対応したそうです。また、生活のリズムや文化の違いに驚くことも少なくありません。

「わからないことが出てくるたびに夫婦で話し合うのですが、答えが出ないんですよね。だから、『こんなことを相談していいのだろうか？』と迷ながら、児童相談所に電話しています。でも、担当の方がつかまらないことが多いし、相談できても、すぐに返事をいただけないときもあるって、そういうときは困りますね」（美由紀さん）

当初は2週間の予定でしたが、徐々に延びて、その後、正式委託になりました。女の子と一緒に暮らして半年。「まだまだわからないことが多いけど、手探りでやっています」と話す市村さん夫妻です。

●一時保護委託における里親活用のために●

東京都児童相談センターの相談処遇課長（統括課長）の奥田晃久さんは、「一時保護を里親にお願いするメリットは、子どもが一時保護前と同じ学校に通い続けられることが可能な場合もある、ということです」と話します。

「子どもにとって学校は楽しいところで、遠足や運動会、合唱コンクールなどの学校行事は特に楽しみにしています。虐待という親の身勝手によって一時保護になり、それらの機会を逸することは子どもの大きな不利益になります。

もちろん、保護者が子どもを強引に学校から連れ出すなど、子どもに危険がある場合は一時保護所を選択しますが、地域と離れた場所への保護よりも、身近な地域に保護され、学校に通い続けられることは、子どもの安心にもつながると考えます。そのためには、1軒でも2軒でも、地域に里親を増やしていきたいのです」

ただ、親が「里親に預けると、親子の縁が切ってしまう」と思い込んでいる場合は、里親委託になかなか同意してもらえない、それが悩みだそうです。

「一度、里親に預けて子どもが返ってきた経験を持つ親は同意を得やすいのですが……。たとえば、心の病をもつ母親の子どもを、同じ里親に一時保護委託することもあります。保護者も預けられる子どもも『また、あのうちに少し行こうか』と、繰り

返しての委託への負担を軽減する信頼関係ができると、母親もSOSを出しやすくなります」

奥田さんは、一時保護委託を依頼するときに心がけていることがあります。

「お願いするときは、里父さんだけでなく、必ず里母さんの意向を聞くようにしています。家族の中でも、特に里母さんに負担がかかりますので。

一時保護委託では子どもを突然お願いするため、どういう特徴を持った子どもか、正直言って児童相談所も十分に把握しきれていない場合が多いです。こうしたことが、里親さんにとっての不安やストレスにもなります。ですから、子どもの面倒が見切れないと感じたら、いつでもSOSを出してください。頑張りすぎると、疲れ果ててしまいますから」

児童相談センターに登録している里親は約70家庭。そのうちの約半数に子どもをお願いしています。

「里親活用率は50%超ですが、残りの方々にいかに活躍していただくかが課題です。そのため、センターでは3ヵ月ごとに、各家庭の状況を把握し直しています。なかなか里親さんの希望通りの年齢・性別等の子どもがいないことが多いのですが、定期的に最新情報を確認しています」

一時保護委託の場合、子どもを観察する時間がないため、子どもに関する情報がほとんどありません。子どもがアレルギーや持病を持っている場合もあります。里親を活用するためには、児童相談所の職員が十分に対応できる体制整備が必要でしょう。何より、地域レベルでの理解が欠かせません。奥田さんは「里親制度を広めるには、市区町村に里親制度の担当者がいてほしい」と話していました。

大分県では「一中学校区に一里親」、福岡市では「一小学校区に一里親、一保育所に一里親」を目指す動きが始まっています。

子どもを地域で育む体制こそが、社会的養護なのだと思います。



注 及び 参考：朝日新聞社・朝日新聞厚生文化事業団「子どもへの暴力防止プロジェクト」研究助成報告書「児童相談所一時保護所における子どもの暴力問題の考察と提言」（研究者代表 浅井春夫・立教大学教授）平成24年1月

〈最低基準〉を里親が読む

『里親が行う養育に関する最低基準』を読んだことがありますか

今年3月、里親を対象に『里親及びファミリーホーム養育指針』が厚生労働省から通知されました。どのように養育をしたらよいのかを指示するもので、本紙92号で簡単にご紹介しました。里親を対象にした文書としては他に『里親が行う養育に関する最低基準』(省令)があります。日ごろの養育に忙しく、読み込んでいない里親も多いことでしょう。

また、読んでみてもその内容が具体的でなく、里親にとって重要な、養育の最低基準であるはずの内容がなかなか理解できません。数人の里親にインタビューしながら、改めて里親の立場から「最低基準」を読みなおしてみました。

(木ノ内博道)

はじめに

『里親が行う養育に関する最低基準』(以下、最低基準)は専門里親や親族里親が創設された平成14年の制度改革のときに定められたもので、それまで里親を対象とした最低基準はありませんでした。

最低基準については児童福祉法に定められていて、「里親は最低基準を遵守しなければならない」としています。何度か改正されていて、今年の3月にも一部改正されています。

最低基準を作成した趣旨としては「里親が最低基準を超えて養育の内容を向上させるため」のもので、「都道府県知事は里親に指導や助言をすることができる」とされています。もちろん知事が直接行うというのではなく、担当の行政機関から、と読むべきでしょう。また「することができる」というと任意的な感じがしますが、もっと強い力をもっているものです。これについては後述します(第13条2項)。

養育について

第4条では、里親は委託された子どもに対して、自主性を尊重し基本的な生活習慣を確立させ、また豊かな人間性と社会性を養って子どもの自立を支援するものである、と書かれています。

言葉にすれば簡単なように聞こえますが、里親にすればとても難しいことですから、最低基準というより養育のあり方を示したものでしょう。それにしても、社会的養護の世界では子どもの自立が声高にいわれ過ぎているように感じます。委託されるときに自立支援計画を作りますが、自立というより養育の援助計画だらうと思います。税金を使っているので早く自立してほしい、という思いはやむを得ない

のかも知れませんが、子育ては植物の成長に似ているところがあります。自立を促すだけでなく、その時その時の成長や発達の段階の課題にきちんと向き合うことが大事だと思います。社会的自立や経済的自立以外の自立を問題にしているのなら、自立とは何かの議論がもっとあってもいいと思います。障害の分野では、自己決定権を使って主体的に生活していくことを自立といっているようです。このようなことであれば、もう少し詳しい記述が必要でしょう。

里親の資質向上について

第4条の2項では、養育のために研修などを受け、資質の向上を図らなければならない、と書いてあります。

今年度から、里親の定義がさらに明確になり、里親の行う養育は私的な領域で行う公的なものであるとされています(里親委託ガイドライン)。養育の場面で、養育を公的私的と分けるについては、里親にしてみれば非常に難しいことですが、虐待の体験などによって養育の難しい子どもが増えている現状にあって、里親は養育のために資質向上を図る必要があります。

『里親委託ガイドライン』には、里親会は里親支援機関であり里親はその活動に必ず参加するものとする、とも書かれています。都道府県の主催する研修会だけでなく、里親会の行う研修会などにも積極的に参加することが望まれます。

子どもを平等に養育する

第5条では、里親は実子や他に養育している子どもと比べて、国籍や信条、社会的身分で差別的に養

育してはならない、と書かれています。その趣旨はよく分かるのですが、実際に実子がいる場合など、なかなか平等に養育することが難しい場合もあります。実子の養育は私的なもの、里子の養育は公的なものと規定されたわけですから、もう少し踏み込んだ記述が必要なのかも知れません。

とはいっても、実子や他の里子を養育中であれば、その子たちと比べて差別的な対応をしていないか、常に自分に問う姿勢が必要でしょう。

虐待などの禁止

第6条では、里親は委託された子どもに対して、心身に有害な影響を与える行為をしてはならないとしており、また懲戒についても、身体的苦痛を与える人格を辱めるなどをしてはならないとしています。

平成21年度から被措置児童への虐待については、国に報告し国は公表することが義務づけられました。被措置児童とは保護された子どものことですから、保護された子どもがその環境のなかで虐待を受けるというのは論外ともいえることです。ところが虐待を受けて養育されてきた子どもは、養育者に対して攻撃的な態度をとったりしがちですから、里親も十分な注意が必要です。

また、里子への虐待は里親が直接する場合だけでなく、里子同士、実子と里子、同居者と里子の間でいじめや暴力行為などがあった場合、里親はそれに気づかなかったままされるものではなく、虐待が問われます。

里親の場合、養育に熱心なあまり塾や習い事を多くさせたりしがちです。過度な期待は場合によっては子どもに苦痛となることがあるでしょう。

行き過ぎた懲戒をしないこと、という文言についても、その解釈は非常に難しく、養育にあたって常に気にかけている必要があるでしょう。里親が育ってきた環境や時代によって対応が異なりがちです。里親サロンなどで他の里親の対応などを聞き、情報交換しておく必要があるでしょう。

虐待や行き過ぎた懲戒の判断は、しつけをする養育者の立場からではなく、子どもの立場になって考えてみると一つのヒントがあるかも知れません。

教育について

第7条では、里親は、義務教育のほか必要な教育

を受けさせるよう努めなければならない、と書かれています。趣旨は分かりますが、里親が里子に教育を受けさせなければならぬ、というより、登校拒否などで学校に行こうとしない子どもにどうやって教育を受けさせることができるか、の方が今日の里親の大きな課題なのではないでしょうか。

最低基準にこうあるからといって、力づけて登校させるのがよいことなのか、児童相談所やスクールカウンセラーなどと相談しながら、子どもの思いに身を寄せながら問題解決を図っていきたいものです。

健康管理

第8条では、里親は子どもの健康の状況に注意して健康保持のために適切な措置をとらなければならないこと、また2項では食事について触れ、栄養の改善及び健康の増進を図り、食事についての正しい理解と望ましい習慣を養うこと、と書いてあります。

適切な家庭環境で養育されてこなかった多くの子どもたちにとって、食事や睡眠のきちんとした習慣を養うことはとても大事なことでしょう。ということは、里親にとっても大きな関心事でなければならない、ということでもあります。ところが、里親家庭に来たばかりの子どもたちは大食いをしたり反対に拒食傾向があったり、食べるのが遅かったり、同じものしか食べないなど、食事に課題をもった子どもが少なくありません。

食事や睡眠が安心してとれるようになると成長が著しく、里親にとっては楽しみの一つになるでしょう。それまで、関係者や先輩里親にアドバイスをもらいながら、課題の解決を図っていきましょう。

衛生管理

第9条で、里親は子どもの使用する食器その他の設備や飲用水について衛生的な管理に努めること、が書かれています。現在の里親家庭の生活環境からいって、よほどの例外でない限り、こうした問題はないでしょう。ただ、夏の暑い盛りの頃には調理したものが傷みやすいなど、日常生活のなかで衛生管理に留意する必要があります。

また、今日的な課題としてはアレルギー体质の子どもが増えていることで、衛生管理とは別の問題ですが、アレルギーの元となる食物への関心など、十分留意する必要があります。

給付金などの管理

第9条の2では、給付金の支給を受けた場合には適切に管理しなければならない、と書かれています。具体的には里親手当以外の養育に関するお金のことですが、それはまず子どもの財産とは分けて管理すること、2点目には給付金の支給の趣旨に従って用いること、3点目にそれらの収支の状況を明らかにするため記録を整備すること、4点目には、委託が解除された場合は速やかに、子どもに給付されたお金をその子どもに取得させること、とあります。

公的に、目的をもって給付されたお金ですから、その目的に沿って使い、また収支を記録する必要のあることは分かりますが、家族と一緒に暮らしているなかで、その子どもへの給付とその支払いを記録することは難しいことですし、多くの里親はやっていません。また、多くの場合、児童相談所から収支の記録を求められることもあります。最低基準として書かれていながら実施が求められないといふとすれば、なにか問題が起きた場合の行政の言い逃れに使われるものかも知れません。気になるところです。

自立支援計画の遵守

第10条では、里親は、委託されている子どもごとに児童相談所長が作る自立支援計画に従って養育しなければならない、と書いてあります。また、この自立支援計画は里親、子ども、保護者の意見を聴いて作ることになっています。幼児期の子どもに自立支援計画を作ることには里親として違和感があることは前述しましたが、里親の意見も聴いて作っている児童相談所がどのくらいあるでしょう。さらには、こうした書面を作っていない自治体も数多くあるようです。

児童養護施設の場合は所定の書式があって、しかも施設長が児童相談所に提出することになっています。里親については書式の定められていない自治体が多いと思います。また、作成は児童相談所が行うことになっています。

書式の名称はともかくとして、子どもの委託に際しては養育上気をつけなければならないこと、どのように養育すべきかなどが書面によって徹底されるべきだと思います。

秘密保持

第11条では、里親は正当な理由がなく、業務上知り得た子どもや家族の秘密を漏らしてはならない、と書かれています。

なにが秘密でなにが秘密でないのかが曖昧で、ともすると子どものプライバシーを楯に、さまざまなことを外部に漏らしてはならないとする児童相談所が多くあります。後述しますが、第15条では関係機関との連携を密接にすること、とあり、あまりに秘密保持が優先されると、学校や病院、地域との連携のなかで支障をきたすことも考えられます。また、開かれた里親活動が阻害される場合もあるでしょう。どのようなことを秘密とするのか、あらかじめ児童相談所に確認をしておくとよいかも知れません。

記録の整備

第12条では、里親は子どもの養育状況について記録を整備しておかなければならぬ、と書かれています。どのようなことをどの程度記録しておくのか。実子では記録を整備しておくようなことが求められていなかったので、心配になる里親が多くいます。

委託時に児童相談所の職員から記録をつけるよういわれてつけ始めたが、訪問の時になにもいわれなかつたので、いつのまにか記録をつけるのをやめてしまった、という里親もいました。

苦情などの対応

第13条では、里親が里子から苦情その他の意思表示があった際には、迅速かつ適切に対応しなければならない、と書かれています。

子どもの権利擁護のために、里親だけに対応が任せられているのではなくて、子どもが直接利用できる公的な窓口も用意されており、最近では国連にも子どもが連絡できる窓口が設置されています。苦情への対応は敏感でなければなりません。

また、第13条2項では、子どもの養育に関して都道府県知事から指導または助言を受けたときには、その指導や、助言に従って必要な改善を行わなければならない、と書かれています。

里親によっては、自分流に養育しているので指導や助言は聞きたくない、とする人がいますが、公的な役割を担って養育しているのですから、そうした対応は許されません。場合によっては措置の解除も

あり得ると考えるべきでしょう。ただ、指導や助言がどうしてなされたのかについては、その趣旨を確認する必要があるでしょう。指導や助言が実は勘違いであったということもあり得るからです。

都道府県知事への報告

第14条では、里親は都道府県知事からの求めがあった場合には定期的に報告をしなければならない、と書かれていて、その報告の事項としては「委託児童の心身の状況」「委託児童に対する養育の状況」「その他都道府県知事が必要と認める事項」が挙げられています。

先の第12条で記録を整備することが定められていて、とくに報告の機会がないからやめてしまったという里親の声を紹介しましたが、求めがあった時には提出しなければならないわけですから、やはり記録をつけておくことが必要です。

またこうした報告とは別に、子どもが事故にあったときなどは“遅滞なく”都道府県知事に届けなければならない、里親が病気などやむを得ない理由で養育が困難になった場合はやはり“遅滞なく”都道府県知事に届けなければならない、と書いてあります。いわば公的にお預かりしている子どもなのですから、記録をとり、問題が発生したら出来るだけ早く児童相談所の担当職員に伝える必要があります。

関係機関との連携

第15条では、関係機関との連携を密接にすることが書かれています。児童相談所、行政から業務を委託した機関（里親支援機関など）、学校などが挙げられています。関係機関とは異なりますが、地域社会との連携も重要でしょう。

養育する子どもの年齢

第16条では、委託する子どもの年齢が定められていて、18歳未満の者となっています。ただし、必要と認めるときは20歳に達するまで養育を継続することができるとも書かれています。

昨年末、進学する子ども、就職できない子ども、障害のある子どもで必要がある場合は措置の延長をするようにと厚生労働省から通知がでましたが、自治体によって比較的容易に措置延長するところとそうでないところがあります。自立の難しい時代です

から、里親会などを通じて措置の延長を自治体に働きかけていきましょう。

委託する子どもの人数

第17条では、里親が同時に養育する子どもの数が決められています。委託した子どもとそれ以外の子どもの数が6人（委託児童は4人）を超えてはいけないととなっています。また、専門里親については2人を超えることはできないとなっています。

委託する子どもの養育期間の限度

第18条では、専門里親による子どもの養育は2年を超えることができないとされています。ただし養育期間の延長の必要が認められたときは期間を更新することができるとなっています。

当初、元いた家庭への再統合が目論まれていても、なかなか再統合がうまくいかず、更新されるケースも多いようです。

里子の再委託の制限

第19条では、里子の再委託の制限が定められています。里親は原則として、委託された子どもを他の者に委託してはいけません。制限を受けないのは次の2つの場合です。1つは里親からの申請で、里親の心身の状況から一時的に他の者に委託することが適当な場合。2つめは、やむを得ない事情があって都道府県知事が認めるとき。

家庭環境の調整への協力

第20条では、専門里親は関係機関と連携して子どもの家庭環境（実親家庭）の調整に協力しなければならないとしています。

専門里親が創設されたときには、専門里親への委託対象の子どもは虐待された子どもであって、一時的に養育し（第18条・養育期間の限度）、家庭への再統合が望ましいと考えられていたため、こうした「家庭環境の調整への協力」まで専門里親に課せられていました。しかし、委託対象の子どもの範囲が広がるにつれて、その意味合いは薄れていきました。

むしろ最近では、専門里親ではなく力のある養育里親が実親などと接触し、家庭環境の調整、実親の養育力の向上に協力している場合が少なくありません。

私の 養育体験

二飯田 秀一さん（石川県里親会 会長）

子どもが親を 育ててくれる

タイガーマスクに憧れて

子どもの頃、テレビで放映されていたアニメ『タイガーマスク』を見るのが樂しみでした。その中で、昔は孤児院と呼ばれていた児童養護施設の存在と、親と暮らせない子どもたちの存在を知り、主人公のプロレスラー・伊達直人の生き方、貧しいながらも、子どもたちのために「ちびっ子ハウス」を運営する若月兄妹の姿に憧れを持って育ちました。

当時は『巨人の星』のほうが人気でしたが、私は『タイガーマスク』のファンで、だから、今でも阪神タイガースファンなのかもしれません（笑）。

子どもが好きだったこと、早くから里親に関心を持っていたことから、昭和60（1985）年、将来、里親になることを夢見て結婚しました。

結婚後、すぐに児童養護施設に通うようになり、施設との交流の中で、お正月や夏休み、ゴールデン・ウィークなどに“三日里親”として、施設から子どもを預かるようになりました。また、児童養護施設を出て自立したものの、職を失い、行き先もないという16歳と18歳の兄弟と出会い、彼らが自立するまで5年ほど自宅で預かってきました。

聖子との出会い

昭和61年5月に長男が生まれ、子育ての喜びを感じる日々が始まりました。翌年の5月頃、当時4歳だった聖子の父親から、知人を介して相談がありました。両親は聖子が2歳のときに離婚。父親が親権を持ったため、祖母と父と聖子の3人で暮らしていましたが、祖母が突然、病に倒れ、寝たきりになっ



▲二飯田秀一さんと笑子さん

てしまったのです。父親は仕事と子育てを両立できず、「でも、児童養護施設には預けたくない」という、親の願いからの相談でした。

今なら児童相談所に相談し、違った形で適切な対応ができたのかもしれません。当時の私たち夫婦は「この状況を何とかしなければ」との思いだけで進めていったように思います。

相談した結果、日中だけ聖子を預かることになりました。朝、父親が出勤する前に、聖子をわが家に預けに来ます。朝食を食べた後、私たちが近所の保育園に連れていき、夕方、迎えに行きます。そして、一緒に夕飯を食べ、仕事を終えた父親が迎えに来るの待ちます。

話が決まると、すぐに聖子との生活が始まりました。当初、聖子にとって私たちは“世話をしてくれるおじさん、おばさん”的な関係で、無難に過ごしていました。しかし、日が経つにつれ、聖子の様子が少しずつ変わっていました。父親が仕事から帰ってくるのはいつも夜遅く、聖子は睡眠不足と不規則な生活から情緒不安になって、保育園からも指摘されるほどでした。

ちょうどその頃、聖子の父親が運転免許停止になってしまい、車ではなく自転車での送り迎えになりました。それまでは車の中で眠ることもできたのですが、それができなくなったため、聖子はますます不安定な生活になってしまったのです。「今のままの生活を続けることには無理がある」と感じた私たちは、聖子をずっと預かり、父親とは休みの日に会うことになりました。無届けながら、本格的な里親家庭となつたわけです。



葛藤しながらの子育て

私たちは、聖子と長男を分け隔てなく育てるつもりでした。「わが子と同じ気持ちで育てていけば、何とかなるだろう」と、簡単に考えていたのです。

しかしながら、聖子にとっては、大人の都合で全く環境の異なる家に預けられ、しかも、本来ならば児童相談所が入って、しかるべき措置をするところを、素人の私たちが中に入ったことで、父親と離されました。彼女にしてみれば、私たち夫婦が環境を悪化させた原因に思えたことでしょう。ましてや、私たちには手のかかる1歳の長男がいて、妻のお腹には2人目が宿っていましたので、なあさらだったと思います。

聖子を預かったものの、子育て経験のほとんどない私たちにとって、わが子より年上の4歳の子は未知の世界です。「何とか彼女の気持ちを汲み取っていかなければ」という焦りと葛藤がありました。

日々の生活、物質的なことは同じようにできても、どうしても、幼いわが子可愛さが先に立ってしまい、「わが子と分け隔てなく育てる」という理想と現実の差を思い知らされました。特に妻は、自分のお腹を痛めて産んだ子どもを育てている真っ最中ですから、その葛藤の深さは、夫の私の比ではなかったと思います。

また、聖子は実母のことを「〇〇さん」と呼び、「〇〇さんは、わたしを捨てて出ていった」とよく言っていました。母親への憎しみと、「わたしをお父さんから引き離したのはこの人たちだ」という恨みからか、私たちに懐こうとせず、特に妻との距離を置こうとしました。

その後、2人の子どもが生まれ、実子は4人になりました。5人の兄弟姉妹として隔てなく、気持ちは聖子に一層の愛情を注ぐつもりで育てました。しかし、その努力をしていく中にも、ついイライラして聖子を叱ってしまったり、躾を厳しくしてしまったり、里親としての未熟さから、妻を責めてしまったり、夫婦ゲンカがあったり、「これではいけない」という反省があったり、申し訳ないやら情けないやら、暗中模索の中、日々葛藤をしながら、子育てをさせていただきました。

いつのまにか、自然な親子に

子ども同士がケンカをしたり、共に遊んだり、助け合いながら暮らすうちに年月がたち、私たちは聖子が他人の子だと意識することなく、暮らしていく

ようになっていました。聖子も思春期にはしっかり反抗をし、親子ゲンカもできる関係になりました。思えば、わが家にいる間に大きなケガも病気もせず、無事に過ごせたのは幸運なことでした。

実子4人は、聖子のことを本当の姉だと信じて育ったようで、告知は聖子自身がしたようです。兄弟姉妹として育ってきたので、血のつながりの有無を意識することもないようです。私たちは、子どもたちに親として育てていただきました。

高校を卒業、就職が決まった聖子が父親の元に帰るとき、いつの間にか実子との隔てがなくなっていることに気づきました。妻も同じように感じていました。そして聖子は、父親の元に帰ってからも、相談事や困った事、わからない事があるときなど、ことあるごとにわが家に来ています。そのことがとてもうれしく、里親冥利に感じています。

子どもの頃の夢が叶って

私たちは、聖子が高校に入学し、一番下の子どもが小学校に入学して少し落ち着いてきたのを機に、平成11(1999)年3月、里親登録をさせていただきました。里親会に入り、会合や研修会に参加させていただきながら、里親としての基礎知識を学びました。その中に、私たちがときには夫婦ゲンカをし、苦しみながら、正しいのか間違っているのか不安に思いながらも、時間をかけて出した答えがありました。「もっと早く里親会に入って、話を聞かせていただいているれば、あんなに苦労しなくともよかったのに」と、つくづく思いました。

その後、12人の子どもたちの委託を受けて養育をさせていただき、また、施設を出ても行き先のない子どもたちを10人ほどお世話させていただきました。現在は、6人の子どもを委託されています。聖子を育てるときに味わった、わが子と分け隔てなく育てる経験を活かし、「わが家に来る子どもたちは、みんなわが子」をモットーに、里親をさせていただいている。

わが家は今年4月から、ファミリーホームになりました。私が子どもの頃に大好きだった『タイガーマスク』。あの中に出てくる「ちびっ子ハウス」を運営することが、私の子どもの頃からの夢だったように思います。その夢が叶って本格的にスタートしました。たくさんの子どもたちと一緒にワイワイがやがや、変化の激しい、泣き笑いの日々……。今、その夢の中で、充実した日々を送っています。

わが家に来る子は大事な家族



元藤 透さん（滋賀県大津市・元藤ホーム補助者）



私は、5人兄弟の末っ子として育ちました。初めて長期の男の子が委託されたのは小学2年生のときです。当時は、末っ子ということもあり、純粋に弟が出来て嬉しいということしか考えていませんでした。また、私が産まれる前から両親が自宅を開放して、障がいのある方の生活ホームや作業所をしており、いろいろな方と一緒に生活していたので、家族以外の方が家に入るということに対しては全く抵抗がありませんでした。

当時は、わが家ののような暮らしはどこの家庭にもある当たり前のことだと思っていました。そういうこともあり、中学生になるまで両親が里親というものをしていました。

現在、私は両親が始めたファミリーホームの補助者をしています。補助者をするきっかけとなったのは両親から頼まれたのではなく、自分の意思で、「ぜひ、働かせてほしい」と頼みました。また、単身でありながら、2012年2月に養育里親として里親登録をしました。

家庭養護の世界に自分の意思で飛び込むきっかけとなったのは、ある里子との出会いです。

人生を変えた出会い

その子（以下、Aと記す）との出会いは、児童相談所の一時保護所でした。その出会いは本当に衝撃的なものでした。当時2歳のAに最初出会ったときは、全くと言っていいほど人を寄せ付けず、母が抱っこをしようとして手を伸ばせば、その手を払いのけ、逃げるようにお尻で後ずさっていました。また、眼は虚ろで、外の世界に対して何の希望も持っていない

いという印象を持ちました。誰もが「とてもじゃないが、できない」と言いそうなケースでした。

私は子どもながらも、その1回の出会いで、「Aに対して何かしなければならない」という強い思いを持ちました。それから約1ヵ月後、不思議な縁とケースワーカーの「この子は家庭で育ってほしい」との熱い思いもあり、元藤家に委託されることになりました。

当時、私は中学生で反抗期真っ只中、しかも、ほとんど学校に行っていない、いわゆる不登校児でした。学校に行ってなかつたので時間を持て余しており、ほぼ毎日、母親と一緒にAと関わっていました。委託後、Aはみるみるうちに変わっていきました。眼は虚ろだったのが輝きを取り戻し、抱っこを嫌がっていたのが自分から抱っこをせがみ、声を押し殺して泣いていたのが大きな声で泣けるようになりました。本当に子どもらしくなっていました。

当時の私から見た毎日の生活は、母親が何も特別な関わりをしていたのではなく、衣食住を整え、多くの試し行動を受け止め、時間をかけてAに接していました。Aを中心とした生活でしたが、それまでと余り変わりなく日々を過ごしていました。

しかし、そのなかで、確実にAは変わっていき、Aに関わった方たちが「奇跡」と呼ぶくらいの変化でした。その変化を母親と共に間近で見てきて、私自身、子どもの変われる力の素晴らしさ、家庭の力、そして、両親が自分たちの時間や身体を顧みずに里親をしている意味を知りました。

当時の私は両親に対して、障がい者福祉で忙しい日々を送りながら、なぜ里親までするのか？ また、「自分たちの身体を壊しかけてまで、なぜ人のことをするのだ」と、思春期の不安定さも相まって、怒

りに近い感情と疑問を持っていました。

けれども、Aと関わり、子どもの持つ成長する力を目の当たりにし、また、Aが確実に良い方向に変わっていく様子を見てきて、「ああ、両親が自分たちの持てる力・時間を最大限に使っているのは、この喜び・やりがいのためだ」と理解し、それまで感じていた反発が自然となくなり、「自分も将来はこのようなことをしたい」と考えるようになりました。

それからは人生をもう一度やり直すために、高校・大学に進学しました。大学に進学するときは、高校の先生から「これからは経営の視点が必要になる」と助言を受け、最初は経営学部に進学しました。しかし、その大学は就職に力を入れており、授業の大半が就職をするためのものでした。「これでは自分が勉強したいことができない」と思い、2年生のときに、より社会福祉の専門的な勉強をするために社会福祉学部に編入しました。高校・大学時代は、それまでの分を取り戻すために勉強ばかりしており、家族からは「あんたがきょうだいの中で一番勉強した」と言われました。

おそらく、Aとの出会いがなければ、家庭養護に主体的に関わりたいと思うこともなく、自分の人生自体を諦めていたのではないかと思います。本当にAとの出会いとAが変わっていく日々は、私の人生を大きく変えてくれました。

その後、大学卒業とほぼ同時期に両親がファミリーホームを始めることになったので、補助者として就職をしました。

子どもの立場から補助者へ

補助者として働き始めて、約2年が経ちました。私の仕事は、養育・事務全般です。父親がまだまだフルタイムで働いているため、母親と私が中心になり、子どもの養育をしています。

子どもの立場から補助者になった当初は、関わり方の違いを感じました。子どもの立場のときもしっかりと子どもたちと関わっていると思っていたが、今から思うと、何も考えずに関わっていた気がします。

しかし、補助者の立場になると、子どもたちに自分は何が出来るか、将来を見据えて子どもたちにどのような力を付けていく必要があるのか、子どもた

ちはどのような思いを抱いているのか、子どもが問題行動を起こしたときに、あの対処の仕方で良かったのか、など、暇ができると、さまざまなことを毎日考えるようになりました。

また、子どもたちとの関わり方で悩むことも多くなり、そのときは、研修会に参加したり、多くの本を読みました。しかし、実践では教科書通りにしてもなかなか上手くいかないことも多く、また、悩むことの繰り返でした。

最初の半年はそのように過ぎていきましたが、子どもたちと日常を共にすることで、少しずつ子どもたちの些細な変化にも気づけるようになりました。

子どもたちとの関わりは、何も教科書通り・理想通りにするものではなく、子どもたち自身が自分たちとの関わり方を教えてくれることに気づきました。関わり方が間違っていれば、必ず子どもたちは些細なことでも何らかの反応をしてくれます。逆に、関わり方が合っていれば、自然と落ち着いていきます。そのことに気づいてからは悩むことが少なくなり、肩の力を楽にして子どもたちと関わるようになりました。

同じ家庭で育ったから

私の両親は、実子であろうと里子であろうと分け隔てなく、同じ価値観のもとで育てます。私はそういう環境で育ってきたので、正直、里親家庭の実子・里子という言葉に違和感があります。便宜上は私も使うことがあります、あまり使いたくないというのが個人的な思いです。

同じ家庭で、同じ両親のもとで育ってきた子どもに、実子・里子というものはなく、何の違いもないはずと思っています。だから、この文章もできる限り里子という言葉は使わず、「子ども・子どもたち」に置き換えています。私は、たとえ一方的な思いとしても、そして、いつかは実家庭に帰っていくかもしれないとしても、わが家に来る子どもたちは大事な家族だと思っています。

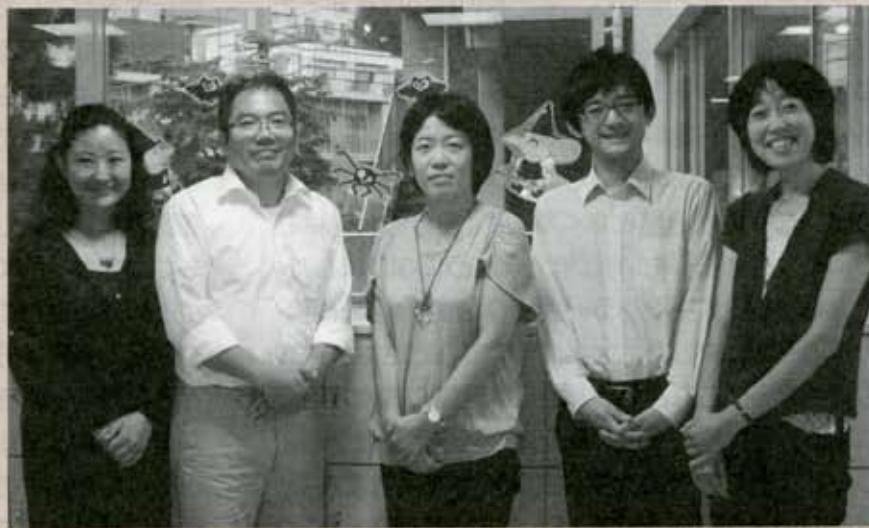
実践で子どもたちと関わっていると、多くの問題と自分自身の未熟さと向き合わなければならないことが多いですが、今後も子どもたちと一緒に考え、一緒に成長していきたいです。

寄り添いながら、一緒に考える

里親支援機関事業の内容は、実施主体である都道府県市によって異なります。東京都では今年度から4つの団体が事業の委託を受け、都内の児童相談所11カ所に里親委託等推進員を1人ずつ置いています。

今回は、里親支援の確かな歴史を持ち、都内4つの児童相談所（児童相談センター・北・足立・墨田）に里親委託等推進員を送っている二葉乳児院を紹介します。

（村田和木／ライター）



▲左から、宮内珠希さん、院長の都留和光さん、長田淳子さん、岩間弘樹さん、鷲尾彩織さん

◆モデル事業から始まった

平成21（2009）年2月、東京都では里親支援機関事業の全都展開を前提にモデル事業を開始しました。事業の内容は、児童相談センターに新たに「里親委託等推進員」を設置し、管内の養育里親・養子縁組家庭・親族里親・専門里親・ファミリーホームを対象に支援を行うというものです。

業務を委託されたのは、社会福祉法人二葉保育園が運営する「二葉乳児院」です。

東京都では、昭和48（1973）年より独自の「養育家庭（養育里親）制度」を発足させ、里親になる受付・申込みや里親家庭への支援は、都が指定した4カ所の児童養護施設に付設された養育家庭センターが行うようにしました。

養育家庭センターはその後、9カ所まで増え、二葉乳児院でも昭和61（1986）年に養育家庭センターを開設しました。そして、センターが廃止になる平成13（2001）年3月末まで、平成17年2月5日、65歳で亡くなられた鈴木祐子前院長のもと、手厚い支援を行っていたのです。

◆たった1人で家庭訪問

東京都における最初の里親委託等推進員になったのは、二葉乳児院で心理療法担当職員として働いていた長田淳子さんです。

長田さんは児童相談センターの相談処遇課に机を置き、里親と施設の子どもの交流をはかる養育体験

の実施や里親同士の交流などの事業に取りかかりました。そして、平成22年度から「里親家庭の心のケア相談」として、新規委託時フォローアップ事業と里親カウンセリング事業を始めました。具体的には里親家庭の訪問ですが、最初の頃は「児相の人なの？」「あなたは何をしてくれる人？」「この話は児相に全部伝わるの？」などと言われることもあったそうです。

児童相談センターの所轄地域は広く、9つの区と島しょ地域があります。「島しょ」とは大小さまざまな島を意味し、東京都の場合は伊豆諸島と小笠原諸島（南方諸島）を指します。島にも里親はいますので、長田さんは船に乗って行きました。家を訪ねると、「1人で来たの？」と驚かれ、「こんなに時間をかけて来てくれる人はいなかった。また来てね」と喜んでくれたそうです。

注：東京都は人口が約1318万人、面積は2188平方km。そこに23の特別区と26の市、5つの町、8つの村（村はすべて島）がある。

◆傾聴とソーシャルワークの視点と

長田さんは家庭訪問に行くと、終わりの時間は決めずに話を聴きます。2時間程度は普通で、これまでの最長は4時間30分です。

「私たちは民間の人間ですので、里親さんのベースにまかせて、話が一段落するまで伺います。問題の答えはそれぞれの生活の中にあるのですが、溜まっているものを吐き出さないと、問題は解消せず、

次の段階に進めないとと思うのです」

長田さんのこうした姿勢は、前院長の鈴木祐子さんから教わったものだそうです。

「私が鈴木先生と一緒に働けたのは短い間でしたが、先生は里親さんから相談の電話が来ると、出かける用事がない限り、何時間でも耳を傾けていました。その姿がいまでも目に焼き付いています」

院長の都留和光さんは、こうした傾聴の姿勢に加えて、長田さんにはソーシャルワークの視点があると話します。

「つまり、長田はその家庭や子どもを自分の目でしっかりと見て、どんな支援が必要なのか、どこにつなげていけばいいのかを考え、実行することができるのです。里親さんに求められる里親委託等推進員は、いろいろな引き出しを持っていて、必要な情報をすぐに出してくれる人だと思いますね」

◆その人に合わせて一緒に歩む

東京都では今年4月から本格的に里親支援機関事業が始まり、都内11カ所の児童相談所すべてに里親委託等推進員が配置されました。より細やかな相談支援を行うため、交流中から委託後半年までの「新規委託時フォローアップ」、半年に1回程度の「定期巡回訪問」のほか、訪問・来所による「里親サポート」「夜間休日電話相談」を実施しています。

二葉乳児院でも長田さんのほかに3人の里親委託等推進員が増え、計4カ所の児童相談所に配置されました。岩間弘樹さんが足立児童相談所、鷺尾彩織さんが北児童相談所、宮内珠希さんが墨田児童相談所、そして、長田さんが児童相談センターです。

新たに里親委託等推進員になられた3人に、お話を伺いました。

まず、唯一の男性である岩間弘樹さんから。岩間さんは臨床心理士で、同じ法人内で子どもと関わるうち、親への支援の必要性を痛感したそうです。

「まず心がけたいこととして、里親さんから教えていただく姿勢を忘れずに、一緒に考えていただけたら、と思っています。男性であることを活かして、里母さんだけでなく里父さんにも寄り添っていきたいですね。新しく里親になられると、不安を抱えることもあるので、必要な情報をすぐ提供できるように日々勉強中です」

鷺尾彩織さんも臨床心理士です。

「里親さんたちは『よい里親でないとダメ』『子どもをちゃんと育てなくてはいけない』という思いが強いですね。また、困っていてもガマンしている方もいるのだなと思います。自由に本音や弱音を言える場所が少なかったからかもしれません。里親さんも子どもも1人ひとり違うので、その人に合わせて、その人が必要としていることを提供したいです。そのご家庭の様子を見ながら、「一緒に考えましょう」と伝えています」

宮内珠希さんは、社会福祉士です。宮内さんは家庭訪問のとき、「児童相談所の人が来ると、見られている気がして緊張するけど、何でも話を聞いてくれる人がいてよかったです」と言ってもらいました。

「里親さんたちは多くは『できない』と言うことが得意ではありません。定期巡回ではどこのお宅にも必ず行きますので、時間をかけて、ゆっくりお話を伺います。里親さんが困っていて、それは児童相談所に伝えるべきだと判断したら、里親さんのおゆるしを得たうえで、児童福祉司に伝えます。また、私が拝見して『いいな』と思うことはお伝えします。里親さんは『これでよかったんだ』と安心してくださるようです」

里親の中には、申込書や申請書の書き方がわからず、放置している人が少なくないそうです。そういうときも書類を前に、どう記入するかと一緒に考えているとのことでした。

4人は二葉乳児院の常勤職員で、週に一度、二葉乳児院に集まって、それぞれに取り組んでいることを報告し合っています。また、青山学院女子短期大学准教授の横堀昌子さんにスーパーバイズ（指導）をお願いし、チームでカウンセリングを受けています。院長の都留さんは「里親委託等推進員の4人には長く勤めていただき、里親さんと児童相談所の接着剤になってほしい」と話していました。

二葉乳児院の連絡先

住所：〒160-0012
東京都新宿区南元町
4番地

電話：03-3359-4578
FAX：03-3359-4596



里親家庭での虐待をゼロにしましよう！

—被措置児童等虐待の調査結果（平成23年度）

里親家庭や施設で暮らす子どもなど、被措置児童への虐待については、保護された子どもが保護された環境のなかで虐待されると言うものですから、通常の虐待以上にあってはならないことです。しかし、残念なことに、里親家庭での虐待はゼロではありません。

このほど、平成23年度の被措置児童の虐待件数やケースが公表されました。里親家庭でどのような虐待があったのかを紹介しながら、こうしたことが二度と起きないよう、気持ちを新たにしたいものです。

(木ノ内博道)

被措置児童の虐待は公表されます

厚生労働省は、平成21年4月から児童福祉法を改正・施行し、被措置児童への虐待をなくすべく取り組んでいます。新たに通報のルールなどを明確化し、虐待の件数とケースを公表する仕組みを導入しました。

まず、どのような行為を「被措置児童等虐待」というのでしょうか。児童福祉法では以下の4項目をあげています。

- ① 身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること
- ② わいせつな行為をすること又はわいせつな行為をさせること
- ③ 心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置等を行うこと
- ④ 著しい心理的外傷を与えること

誰がそれを行うと虐待になるのでしょうか。里親関係では里親とともに同居人もその対象となります。ファミリーホームについてはその従事者。また対象となる子どもは、被措置児童だけでなく一時保護の子どもも含まれます。

児童福祉法第33条の16では虐待状況の公表が定められています。

平成23年度の虐待の件数

平成23年度の全国の届出・受理件数の総数は193件で、そのうち事実確認を行い虐待の事実が認められた件数は46件です。

内訳は児童養護施設が28件、里親・ファミリーホームが6件。虐待の種別では、「身体的虐待」が37件、「心理的虐待」が6件、「ネグレクト」が2件、「性的虐待」が1件となっています。

都道府県市別では、69都道府県市のうち24都道府県市で虐待の事実が明るみに出ました。5件以上の虐待があったのは神奈川県(8件)、東京都(6件)、大阪府(5件)となっています。

里親・ファミリーホームの虐待内容

里親やファミリーホームでは、どのような虐待が行われたのでしょうか。

- ・里親が、里子を叱る際に平手でたたいた。臀部や背中に痣ができた。

- ・児童の嘘などを注意する際に里親から児童2人に体罰を行った。1人は鼻血や内出血。
- ・里親が、飲酒している里子を目撃し、止めるよう指導したが、応じなかつたので、里子の前髪を掴んで引っ張った。
- ・帰宅時間が遅れた理由を言わない児童の類を里親が平手打ちした。
- ・里親が里子に脅かしめいた発言を行つた。
- ・里親が児童を無視したり、食事を与えなかつたりと、他の委託児童と差別的な対応をした。

以上が虐待の内容です。里親によっては、里親自身の養育環境のなかで体罰を経験してきていると、このくらいはしつけとして容認されるはず、体罰も愛情の一環だとする感覚があるかも知れません。

殴るのは虐待だがお尻を叩くのは虐待ではないといっていた里親がいました。また、それならどんなふうにしてしつけをしたらいいんだ、という里親もいました。

しかし、社会的養護という公的な役割を担う里親としては、虐待への関心を高めて虐待にならない養育をしていきたいものです。そのためには養育スキルを高めていく必要があります。ぜひ里親サロンで話し合ったり、児童相談所職員や里親担当の支援者に相談してみてください。虐待にならない子育てについて学んでいきましょう。

ちなみに、虐待を行つた里親への行政の対応では、委託措置の解除、里親登録の抹消が行われたとのことです。

新刊紹介



『里親と子ども』Vol.7 (明石書店・定価1500円+税)

『里親と子ども』Vol.7が10月に刊行されました。第1特集は「社会的養護の改革と里親養育」。「里親委託ガイドライン」や「里親及びファミリー・ホーム養育指針」が取上げられています。第2特集は「愛着の形成と里親養育」。

全国里親会事務局に申し込みいただければ2割引きでの販売となります。



『ビーマイファミリー』① (楠木あると・集英社・定価650円/税込)

『ビーマイファミリー』は、里親家庭をコミックにしたもの。現在でもコミック雑誌「グランドジャンプ」(集英社)に連載されていますが、その一部が9月に1巻として発売となりました。

内容は、不妊治療でも子どものできなかつた夫婦が、児童相談所の児童福祉司に勧められて、子どもとの間に絆が結ばれていくというもの。心温まるストーリーで、里親希望者にぜひ読んでいただきたいコミックです。



『赤信号は点滅を続ける』 (早川幸恵・幻冬舎・定価1500円+税)

9月に発売。「赤信号は点滅を続ける」の副題は「愛着障害の治らない傷」。元里子が生きづらさと闘い、苦悩の日々を綴るエッセイ。

読者からの投稿



私が感じる3つの疑問

1 里親信条の文言が疑問です

「わたくしたち里親は、家庭に恵まれない児童に対し、これにかわる家庭を与えます」という文言があること、それが最初にあることに疑問があります。家庭は「親が子どもに与えるもの」という一方向的な考え方が変わったと思うからです。家庭とは、親が子どもに与えるだけでなく、親も子どもから与えられるものであり、お互いに影響を与え合い、与えられながら、“つくっていく”ものだと思います。

2 里親が表彰されることが疑問です

ふつうの親は、どんなに困難な状況で子どもを育て上げても、表彰はされません。苦労した結果の“実り”は子どもから受け取るもので、家庭の外から貢いたら子どもが置き去りになってしまいます。子どもを育てることが表彰の対象になったら、それは家族ではありません。

また、里親だけが一方的に苦労しているのではなく、普通ではない状況に置かれた里子も、困難の中を頑張って育っていくのだから、どうしても表彰をしたければ、里親だけでなく、子どもも含めた家族全体を表彰すればいいのでは？

3 里親支援より子ども支援を

問題を抱えた子どもを世話する里親が大変だから、里親を支援しよう（里親を支援することで、子どもを安定させよう）ということなら、どうして、問題を抱えた子どもを直接支援しないのでしょうか？ 子どもを支援することで里親の困難を取り除いたほうが、効率的だと思うし、そのほうが子どももずっと助かると思うのです。

決して安くはない里親会の会費が、私が疑問に感じている里親支援にばかり流れ、子どもに行っていないのではと不安になります。同じ会費を払うのであれば、里子支援に使ってほしい。

結局のところ、私の疑問は「里親家庭における子どもの存在、子どもの視点がないがしろになっていないだろうか」という点に尽きます。

（レイ・40代 北海道）

里親はなぜ怒ってしまうのか？

先日の里親研修で児童相談所の里親担当から、こどもを怒ってしまう里親さんの話を聞き、どうしても気になってしましました。

私は、里親がこどもを怒ってしまう仕方がないと、いまは思っています。なぜなら、こどもは実親に一人ぼっちにさせられたことを、ものすごく怒っていて、その怒りを里親にぶつけてきます。そして、里親を怒らせる問題行動を起こすのです。

里親がこどもに抱く怒りは、「実は、こどもが持っている怒りや悲しみと同じものではないか？」と思います。こどもは無意識のうちに、里親に自分の怒りを体感させているのではないかでしょうか？

では、どうすればいいのかを考えました。私は、里親が実親の代わりに、こどもに傷つけたことを謝ればいいのではないかと思ったのです。「今まで寂しかったね。ごめんね」と。私も、預かっているこどもに一度謝ったことがあります。すると、次の日から様子が変わりました。ですから、毎晩寝る前に「寂しかったね。ごめんね。大好きだよ」と言ってあげればいいと思います。こども自身が親に傷つけられたことをゆるすことができたとき、問題行動は収まっていくのではないかでしょうか？

よく本などに「里親はこどもを受け入れて」と書いてありますが、私は逆のような気がします。こどもが親をゆるし、受け入れることが、新たな生活を始める一歩になると思っています。

（とまと・30代 北海道）



未だ、夢みて!!

田中 勝（札幌市里親）

多感な少年の日、「人生を詠う詩人になりたい」と夢みていました。現実の世で己の才に早くから気付きながら、夢捨て切れず「酒に酔えば書き、醒めれば破り棄てる」を繰り返し、歳だけは70半ばになっていました。

そんな中での30年の里親生活と22人の里子達との、その時その場面それぞれへの想いの、書き捨てていた断片を拾ってまとめたら、こんな詩になりました。

あなたの居場所は此処だから

作詞 只野 凡人

1 あなたが わが家に来たあの日
あなたは おびえた眼をしてた
用心深く みつめてた
心配しないで いいんだよ
あなたの居場所は 此処だから
静かに ゆっくり休もうね

2 あなたが はじめて唄った日
なぜかちょっぴり はにかんで
ペロッと 舌を出したよね
大きな声で いいんだよ
あなたの好きな 子守唄
これからいつも 唄おうね

3 あなたが わがまま言った日の
あなたの瞳は かがやいて
まっすぐ 私を見つめてた
里父母が あなたの親だから
いっしょに 夢を探そうね

4 あなたが 受験を頑張って
高校生に なった日に
ちょっと気張って みせたけど
無理をしないで いいんだよ
あなたの色で 咲けばいい
個性が あなたの色彩だもの

※この詩は、「里親だより89号」に掲載された詩「俺は里親」の第2弾です。札幌市里親会会報「ぱぶら38号」にも掲載されました。

「里親だより」では読者の皆様からの投稿を歓迎しています。ただし、紙面の都合上、すべて採用になるわけではありません。
(編集スタッフ一同)

里親ビギナーズ

Q&A 5

里親制度に関心はあるが具体的なことが分からず、「里親になるのを躊躇している」、「里親に認定されたものの養育に自信がもてない」などの声を耳にします。

1人で悩まずに、児童相談所や里親支援機関に連絡をとって、地域の里親会につながることができると、養育中の里親から具体的な養育体験の話などを聞くことができるでしょう。

このコーナーでは、里親になりたい人、里親になつたばかりの人たちの疑問に答えていきます。

(木ノ内博道)



実子が委託の話に賛成してくれない。強引に話を進めるべきか。

Q

里親登録から2年たって、児童相談所から初めて委託の話がありました。とてもよい話なので進めたいと思っています。ところが、登録の時には家族全員が賛成してくれたのに、実子が思春期に入り、どうも委託に反対のようなのです。はっきり反対をしているわけではありませんが、曖昧な態度です。少なくとも賛成ではなさそうです。こうしたなか、強引に話を進めるべきか悩んでいます。

A

里親登録、あるいは子どもの委託の話があつた時に、家族の中で1人でも反対の人がいると養育はうまくいかないと思います。家族全員が里子を温かく迎えてあげられる環境をつくることが大事でしょう。

実子さんの思いも大切にすることです。里親家庭の実子で、すでに30歳を超えたような人が「あの時、私に相談もなく里親をはじめて、それ以来ずっとつらい思いをしてきた」と話すのを聞いたことがあります。それも1人だけではありません。また、必ずしも実子だけでなく、すでに里子を養育している場合には、その里子にも相談すべきです。

幸い実子さんは強力に反対しているわけではないということですから、子どもの面会に一緒に行ってもらっ

たらいかがでしょうか。会えば気持ちも変わるかも知れません。積極的な気持ちになってくれれば、養育の心強い相棒になってくれるかも知れません。



委託の条件としてペットを処分してほしいといわれて困っています。

Q

児童相談所から委託の話があって進めているのですが、里親担当の職員から委託に際してはペットの犬を処分してほしい、との申し入れがありました。長い間飼ってきた犬を手放すのかと思うと、さびしいです。委託される条件として、どうしてもペットを手放さないといけないのでしょうか。

A

里親登録をしている人のなかで犬や猫をペットとして飼っている家庭は意外に多いのではないですか。子どももいないのでさびしいから、というのが理由のようです。ところがいざ子どもを委託される段階でペットと別れなければならないとしたら、誰でもつらいことだと思います。

子どもの委託がペットを処分することと条件になる話は以前にも聞いたことがあります、必ずしもすべてそうでなければならない、というわけではありません。ケースバイケースでしょう。

子どもがアレルギー体質なのか、あるいは虐待を受けてきた子どもに見られることですが、ペットをいじめたりする場合があります。幼児の場合にはペットの扱いを知らず、逆にケガや噛みつかれたりする場合もあります。犬種にもありますが。

処分というと殺処分をイメージしてしまいますが、友人知人の家で引き取ってくれるところがあるといいですね。

反対に、子どもが小学生の頃になるとペットを飼いたいといってくる場合があります。情操を育てるにはいいことに違いありませんが、やはりアレルギーなどの問題がないか調べてからにした方がいいでしょう。

*このコーナーでは里親からの疑問や質問を受け付けています。

全国里親大会を 山形県天童市で開催

今年で第58回を数える全国里親大会が、山形県天童市の天童ホテルで10月6日（土）～7日（日）の2日にわたり開催されました。約600人の参加者で会場は熱気にあふれています。大会の概要をご報告します。

（木ノ内博道）

6日1時半、山形県里親会の草野恵子会長の開会のあいさつで式典が始まり、主催者側・来賓のあいさつの後、表彰式が行われました。表彰式では会長表彰が118人、感謝状受賞が11人と1社に贈られました。また、今年の春に会長を退任された廣瀬清蔵前会長に感謝状が贈られました。

引き続き行政説明。「里親委託と里親支援の推進のために」と題された行政説明は、この秋に着任された厚生労働省の家庭福祉課長、大鶴知之氏。まず社会的養護の現状が紹介されましたが、里親関係委託児童数は4244人、ファミリー・ホーム委託児童数は686人、計4930人（平成23年3月末現在）とこの1年間で委託児童数を大きく伸ばしました（昨年の委託児童数は4313人）。また、社会的養護の将来像、里親委託ガイドライン、養育指針の説明がパワーポイントを使って説明されました。

その後、5つの分科会に分かれて熱心な討議が行われました。ここでは5つの分科会のテーマのみ紹介しておきます。

- 第1分科会** 里親家庭における養育のあり方
～子どもとの絆について～
- 第2分科会** ファミリー・ホームにおける
養育のあり方
- 第3分科会** 里子の自立支援
～絆を育むことと自立について～
- 第4分科会** 愛着障害や発達の気になる
子どもの養育
- 第5分科会** 里親への支援
～子どもとの絆を育むために必要な支援とは～



▲再来年の全国里親大会は岡山県



◆開会のあいさつをする
山形県里親会 草野
恵子会長



廣瀬清蔵前会長に
感謝状の贈呈▶

夕方6時半から懇親会。料理、飲み物（とくに日本酒が好評）に堪能しましたが、あわせて情報交換の貴重な場でもあり、せわしく夜が更けていきました。子どもたちの踊る花笠音頭の愛らしさ、音楽が余韻をひきます。

翌日は9時半からシンポジウム。テーマは「里親と施設との協働による社会的養護の推進」。里親1人、施設からの代表者3人。コーディネーターは日本女子大の林浩康先生。パネラーがそれぞれ協働のケースを紹介していましたが、それを受けた「里親の養育はそれぞれの力量に委ねられていて、里親間格差もできてしまう」という林先生のコメントが印象に残っています。

その後、全体会。10月21日から24日まで行われるIFCO地域大会（ブルガリア）に出席するユースから決意表明があり、星野会長から来年9月に大阪で開催されるIFCO世界大会の概要が説明されました。

全体会の終了後、次期（平成26年度）開催県の岡山県里親会会长のあいさつがあり閉会。

里親制度の改革へ向けての意気込みと、東北人の人情の温かさに触れて、思いを新たにしながら帰途につきました。

第7回

ファミリー・ホーム研究全国大会 みやぎ大会に参加して

8月25日から26日にかけて、宮城県仙台市の秋保温泉で、第7回ファミリー・ホーム研究全国大会が開かれました。北海道から沖縄まで、全国各地のファミリー・ホーム事業者、里親、児童相談所、研究者、学生など多彩な顔ぶれが集まり、ファミリー・ホームへの関心の高まりがうかがわれました。

参加者数は、講師なども含めて大人が148人、子ども51人、託児の学生ボランティアが2日間で延べ49人、計248人でした。

今年のテーマは「**ファミリー・ホームの“力”を高める**」。「ファミリー・ホームの養育者・補助者には専門的な知識や高い養育力が求められる」という思いから、研修の場を提供しつつ、ファミリー・ホーム特有の課題について話し合うことが目的とされました。

初日は、大阪府貝塚市にある情緒障害児短期治療施設「あゆみの丘」の副園長、堀健一氏による「コモンセンス・ペアレンティング(CSP)」の講義がありました。CSPは、アメリカの児童施設で開発された「被虐待児の保護者支援」のペアレント・トレーニングのプログラムで、子どもとの摩擦を生まないコミュニケーション

のとり方の技術を学ぶもので

す。講義は休憩をはさ

んで3時間に及びましたが、参加者は熱心にメモを取り、聞き入っていました。

2日目は、4つの分科会「CSPのワークショップ」「課題を抱える子どもの養育を考える」「ファミリー・ホーム補助者について考える」「ファミリー・ホームにとっての“家庭養護”とは」がありました。分科会もまた昼食をはさんで3時間半。ひとつのテーマにじっくり取り組むという、まさに「研修」の場であったと思います。ただ、今回はいわゆる座学が多く、参加者同士が直接話し、率直に意見交換をする機会が少なかったのは少し残念でした。

来年は8月24(土)、25日(日)の2日間にわたって、日本福祉大学美浜キャンパス(愛知県知多郡美浜町)を会場にして開催される予定です。

(報告・村田和木/ライター)

八云



▲ CSP講師の堀健一さん

東北地区大会(10月6日)

今年度の東北地区里親研修会は、第58回全国里親大会やまがた大会と合同で開催されました。

全国大会初日の第1分科会を東北地区の研修会と位置づけ、「里親家庭における養育のあり方～子どもとの絆について～」をテーマに、3人の里親から「虐待を受けた子どもの養育」「思春期以降に受託した子どもの養育」「養子縁組した子どもの養育」について話題を提供していただきました。里親が子どもとどのように家族としての絆を育んでいくのか、3人のそれぞれの思いをうかがうことができました。ご助言は、社団法人家庭養護促進協会の岩崎美枝子氏からいただきました。



研修会には、里親、施設関係者、児童福祉行政関係者など約150人が参加し、参加者1人ひとりが、改めて子どもたちとの絆について見つめ直す機会となりました。

助言者の岩崎氏からは話題提供者に対して、ねぎらいや励ましの言葉をいただくとともに、どこまでも子どもの視線、立場を貫く姿勢から深い愛情と熱意を感じました。

全国大会の中では参加者の最も多い分科会となり、里親が子どもとの絆を育むことの重要性を共有できた研修会として、盛況のうちに閉会しました。

(山形県里親会会長 草野恵子)



ブロック研修大会の報告

前号（93号）では、中国地区、東海・北陸地区、近畿地区、関東甲信越静地区のブロック研修大会の様子を紹介しました。今号では九州地区、四国地区、北海道地区の大会の様子を報告いたします。なお、東北地区大会の様子は21ページ下段をご覧ください。原稿と写真は、主催した里親会事務局からお寄せいただきました。ありがとうございます。

九州地区大会（7月28日、29日）

今年度の大会は長崎市で開催され、会場の稻佐山観光ホテルには、里親、児童養護施設職員、行政職員など180人余りの方々が集いました。

大会冒頭では、これまで里親として熱心に活動をされてこられた延べ56人の方々への表彰があり、引き続き全国里親会の御所伸之副会長より「里親制度に係る最近の動向」について基調報告をいただき、里親の現状や課題などを再確認しました。

日本社会事業大学の潮谷義子理事長の基調講演では、「創る・育てる」と題し、里親の大切さと共に、里親と里子が出会い、結びつくことの難しさ、里親の研修の場の必要性などについてお話しいただきました。パネルディスカッションでは、里子の体験発表、里親、児童養護施設、大学のそれぞれの立場からの意見交換が行われ、それぞれの思いが



▲潮谷義子日本社会事業大学理事長による基調講演

伝えられると共に、「しっかりと連携して子どもたちの支援を行っていこう」という声が上がりました。

交流会では、アトラクション演者「お手玉の会」のリードによる手遊びなどで子どもたちも盛り上がり、会場全体が楽しい雰囲気に包まれました。終了時には「ながさきみなとまつり」の花火が上がり、素晴らしい眺めに皆さんも見とれている様子でした。

2日目も、皆さんの普段の悩みやその対応など活発に意見交換が行われ、熱い雰囲気の中、閉幕しました。
(長崎県里親会事務局 黒田・山野)



▲交流会のアトラクションの様子

四国地区大会（9月2日）

今年度は、「家族の絆・地域の絆」をメインテーマとしました。会場の徳島市のホテルサンシャイン徳島アネックスには、約100人の参加がありました。

午前は、四国地区里親連合会連絡協議会長表彰に続き、全国里親会御所伸之副会長より、里親制度に関連する近年の動向について報告をいただきました。

次に、徳島県里親会N氏から里母としての体験を

語っていただきました。生後間もない頃より施設で育った4歳の男児を里子として迎えてから、終日動き回る、コミュニケーションがとれない、ルールが守れないなど、根気よく関わっても追いつめられていった里母の心情と里父や実子との心の葛藤が痛いほど伝わってくる体験発表でした。多くの人の支えも得ながら、どうにか乗り越えてきた6年半、家族

として築き上げてきた親子、兄弟の信頼関係は、今後もやってくるであろう困難に立ち向かう力となると信じます。

午後の講演では認定NPO法人「子どもの村福岡」の常任理事、松崎佳子氏から「地域・家族でともに育ちあうということ」と題してご講演いただきました。「子どもの村福岡」の立ち上げの経緯や活動の実際が紹介され、地域とともに子どもを育てる新しいしくみが、里親も育てていくと感じたお話をしました。

グループワークは、限られた時間でしたが、「子どもの育ちと里親の役割」をテーマに、熱心に意見交換が行われました。里親として感じる責任や苦労などは、言葉には表しづらいほど大きいものですが、里親の家庭は里子にとって実家のよ

うな場所であり、実親にとどても実家のような存在になればよいと感じました。

アンケートでは、8割以上の方から5段階評価のうち4以上の評価を得て、事務局としては内心ホッとしているところです。「里親の実体験が聞けて良かった」という感想が多い一方、「グループワークの時間を長くして欲しい」という意見もありました。テーマの絞り方やグループの構成員をそろえるなどの課題は、次年度開催県の高知県に引き継ぎをさせていただきます。

(徳島県里親会事務局)



▲四国地区里親連合会連絡協議会会長 藤本忠嗣氏



▲午後の講演の様子

北海道地区大会（9月9日）

今年の北海道大会は、オホーツク地域である北見市で開催しました。テーマは「社会的養護における里親養育を考える～今、見つめよう、家族とは、家庭とは～」。会場は北見芸術文化ホール。参加者数は312人でした。

本大会では、「笑顔や笑い声は家族を元気にしてくれる。日々の生活にも笑顔があふれるきっかけをしたい」「『家族』をテーマの中心に据え、一般の方々も気軽に参加でき、参加者全員が笑い、共感できるようにしたい」「出演者はオホーツク地域で生活している方を中心に構成したい」の3点を掲げました。

特別講演の講師は、大空町出身の講談師の神田山陽氏です。当日は、ご自身の出生からこれまでの人生とその時々のご両親のお話、現在在籍する大空町の小学校でのお話など、終始笑いに包まれる講演となり、好評でした。



▲講談師 神田山陽氏による特別講演

シンポジウムでは、里親、里子、元里子にご出演いただき、体験をお話しいただきました。涙を誘う辛く切ないお話、元気をもらえるお話、発達障害や養子縁組に関するお話などが発表され、室蘭児童相談所長からも話題に対する適切なご助言をいただきました。勇気を持ってご出演いただいた方々に感謝申し上げます。

北海道大会は道内8カ所の各地区里親会の持ち回りで開催しています。しかし、北海道は広いため、遠路を理由に出席を断念される方も多いと感じられ、アンケートにおいても参加者の減少を危惧する回答がありました。今後の検討課題と考えられます。

(実行委員会事務局 横堀)



▲シンポジウムの様子

●おすすめの本●

花言葉をさがして

ヴァネッサ・ディフェンバー著 金原瑞人・西田佳子訳
2011年発行 (株)ボプラ社 434ページ 定価: 1600円+税
原題: The language of flowers



毎年18歳になると、2万人近くの若者が里親制度の対象からはずされる国、アメリカ。このアメリカ・カリフォルニア州のグループホームで暮らしていたヴィクトリアは、18歳になり、施設を出ることになった。あとは「独立の家」で3か月以内に居場所を確保しないと、住む場所もなくなる。ついに公園で寝泊まりしていたヴィクトリアは、花屋を見つけ、自分を売り込み、少しずつ働くことができるようになった。お金を手にし、空腹から解放される。

花屋で働くと思ったのは、唯一関心を持っていた花言葉を覚えていたからだった。9歳の時に、33人の里親・エリザベスから教えてもらったものだ。今までの里親とは全く違ったエリザベスに戸惑いながら、徐々に花言葉を覚えていった。1年たち養子縁組

の日が近づいた時にヴィクトリアがとった行動は、エリザベスのぶどう園に火をつけることだった。

それから8年後、18歳になり、花屋で働くヴィクトリアは、さまざまな人と出会い、多くの経験を積み生き抜く力を蓄えていった。

自分を表す花言葉「アザミ=人間嫌い」を大切にしていたヴィクトリアがさがした花言葉は……。

作者は、アメリカで、里親制度のもとで育つ子どもたちの将来の自立を支援する「カメリア(椿)ネットワーク」を立ちあげている。作者からの言葉「ヴィクトリアのように、チャレンジし続けてください。それが唯一私たちができることです。そして、それさえできれば、もう充分なのです!」

実際のつまずきに向き合う・予防する 子どものSSTプログラム

霜田浩信・渡邊貴裕・橋本創一編著
2009年発行 (株)ラピュタ 128ページ 定価: 2500円+税



集団での活動のルールが守れない、友だちのふるまいに対して急に怒り出してしまう、自分の思いどおりにならなくてふてくされてしまう、静かにすべき場面でふざけてしまう……。

子どもたちのなかには、集団場面や人とつきあう時に、上手にふるまえない子どもがいます。そのままにしておくと、ますます関係がこじれてしまいます。こうした子どもには、社会の中で適切に行動する技能(技術)、人とうまくつきあうための技能(技術)・ソーシャルスキルを学んでいくことが必要になっていきます。SSTとは、ソーシャルスキルアップトレーニングの略で、この本には、発達障害やコミュニケーションが

苦手な子のための、プログラムが紹介されています。

集団活動で学ぶSSTには、つまずきを予防するSST=13プログラムが用意されています。個別支援では、「うまくできない場面」と「こうすればよかつたね(良い場面)」がイラストで紹介され、子どもが理解しやすいように工夫され、実際のつまずきに向き合うSST=25プログラムが用意されています。

学校、家庭でそのまま使える、子どもと先生・親と一緒にスキルアップできるうたっているように、そのままで使えるように工夫されています。

CD-ROM付です。

加藤 勝彦

編集
後記

- 全米里親大会参加報告に、「親子関係が上手くいくまで何度も何度も里親が変わり、上手くやっていける里親・里子のペアを探す」とあります。日米の違いと良い点を学ぶことに尽きます。(加藤)
- 今年の全国里親大会は山形県の天童市で開催された。子どもに関する行事が天童という地名で行われるのも面白い。なんでも、2人の童子が天から下りてきて行基という坊さんに教えを説いたと言ふことだ。(木ノ内)
- 厚生労働省によると、平成22年度の一時保護所内保護件数は20,302件。そのうち「虐待以外の養護」による保護は6,311件でした。この子たちに必要なものこそ、地域密着の『校区里親』だと思います。(村田)

里親だより 第94号 発行日 平成24年11月15日 発行: 公益財団法人 全国里親会

発行人: 星野 崇 編集人: 木ノ内 博道 編集委員: 加藤 勝彦・村田 和木

〒107-0052 東京都港区赤坂9-1-7-856 電話 03-3404-2024 FAX 03-3404-2034 <http://www.zensato.or.jp/> E-mail info@zensato.or.jp